

公立大学法人福島県立医科大学准職員及び非常勤職員給与規程

(平成18年4月1日規程第34号)

改正 平成19年3月26日規程第38号
改正 平成20年3月17日規程第9号
改正 平成21年3月30日規程第10号
改正 平成22年4月1日規程第29号
改正 平成23年4月1日規程第6号
改正 平成23年12月1日規程第47号
改正 平成24年1月1日規程第50号
改正 平成24年4月1日規程第4号
改正 平成24年8月1日規程第32号
改正 平成24年11月12日規程第41号
改正 平成25年4月1日規程第1号
改正 平成25年8月1日規程第42号
改正 平成26年4月1日規程第2号
改正 平成27年4月1日規程第49号
改正 平成28年3月18日規程第21号
改正 平成29年4月1日規程第3号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 給料（第5条）
- 第3章 諸手当（第6条－第19条）
- 第4章 規程の実施（第20条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学准職員就業規則（以下「就業規則」という。）第17条及び公立大学法人福島県立医科大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）第17条の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学（以下「本法人」という。）に期間を定めて雇用される准職員及び非常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）及び公立大学法人福島県立医科大学職員特殊勤務手当細則の規定を準用する。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、勤務1日当りの給料（以下「日給」という。）もしくは勤務1時間当りの給料（以下「時間給」という。）及び諸手当とする。

2 諸手当は、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当とする。

ただし、諸手当の支給対象者については、別に定めるものとする。

(給与の支給日)

第3条 給与の計算期間は、1月の初日から末日までとする。

2 給与の支給日は、毎月1回、7日（その日が公立大学法人福島県立医科大学職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程（平成18年4月1日規程第2-31号）に規定する休日（以下「休日」という。）日曜日、土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支払うものとする。

3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者から請求があったときは、前各号の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき
- (2) 本人が死亡したとき

4 職員が、本人又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡、その他やむを得ない事由による場合の費用に充てるために給与を請求した場合は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、請求の日までの給与を速やかに支給する。

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、職員の同意を得て給与の全額を職員の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むこととする。

第2章 給料

(給料)

第5条 職員の給料は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 職員（看護技師、准看護技師、医療技師、調理師を除く。以下「看護技師等」という。）の時間給及び日給については、毎年度、予算の範囲内で別に定める。
- (2) 看護技師等については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる基本給月額から4号給下回る号給に相当する基本給月額を求めその額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって日給、時間給とする。

日給＝基本給月額÷21日（10円未満切り捨て）

時間給＝日給÷7時間45分（1円未満切り捨て）

- 2 職員のうち、職員給与規程第10条（給料の調整額）の別表に掲げる者と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ、勤務命令等が常勤の職員の例により取り扱われている者については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる給料の調整額を、日給に加算することができる。
- 3 看護技師等の初任給の決定については、職員給与規程の計算方法を準用することとする。
- 4 職員の採用が困難である場合その他特別の事由がある場合において、理事長の承認を得て前各号に規定する日給の額を超える額に決定することができる。

第3章 諸手当

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、1か月以上の期間を定めて雇用された職員（学生等の雇用を除く。）のうち、次に掲げる職員に支給する。

(1) 交通機関等利用職員

通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げ職員を除く。）

(2) 自動車等交通用具使用職員

通勤のため自動車、原動機付の交通用具又は自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 交通機関等と自動車等交通用具の併用職員

通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- (4) 交通機関等利用職員又は交通機関等と自動車等交通用具の併用職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しなければ通勤することが困難と認められる職員については、職員の給与規程を準用し、通勤理由として相当の理由があると認められる場合にのみ支給する。

2 通勤手当は、次の各項に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を勤務日1日当たりの支給額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 定期券の価額又は回数券等の平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等額で最も経済的となる運賃等の額に相当する額を21で除して得た額とする。ただし、計算の結果生じる円未満の端数は切り捨てるものとし（以下この項において同じ。）、3,000円を上限とする。
- (2) 前項第2号に掲げる職員 自転車のみを使用する職員にあっては手当日額95円、その他の職員にあっては次の表に掲げる片道の使用距離に応じて同表に定める額

片道の使用距離	手当日額		片道の使用距離	手当日額	
	自動車	自動車以外の 原動機付きの 交通用具		自動車	自動車以外の 原動機付きの 交通用具
2km以上4km未満	104円	95円	30km以上32km未満	852円	428円
4km以上6km未満	157円	95円	32km以上34km未満	904円	452円
6km以上8km未満	214円	109円	34km以上36km未満	957円	480円
8km以上10km未満	266円	133円	36km以上38km未満	1,009円	504円
10km以上12km未満	319円	161円	38km以上40km未満	1,066円	533円
12km以上14km未満	371円	185円	40km以上45km未満	1,180円	590円
14km以上16km未満	423円	214円	45km以上50km未満	1,295円	647円
16km以上18km未満	480円	242円	50km以上55km未満	1,404円	704円
18km以上20km未満	533円	266円	55km以上60km未満	1,504円	752円
20km以上22km未満	585円	295円	60km以上65km未満	1,580円	790円
22km以上24km未満	638円	319円	65km以上70km未満	1,700円	852円
24km以上26km未満	690円	347円	70km以上75km未満	1,823円	914円
26km以上28km未満	742円	371円	75km以上80km未満	1,942円	971円
28km以上30km未満	800円	400円	80km以上	2,066円	1,033円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号及び第2号により算出された額の合計額とする。ただし、3,000円を上限とする。
- (4) 前項第4号に掲げる職員 職員給与規程に準じて求めた額を21で除して得た額とする。ただし、3,000円を上限とする。
- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。
- 通勤手当を受けている職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のた

め負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

- 4 通勤手当の支給は、職員が第1項に規定する要件を具備するに至った日から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

(放射線取扱特殊勤務手当)

第7条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、240円とする。

- (1) 診療放射線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。
- (2) 放射線の照射されている室内において行うエックス線その他の放射線を使用する診療を受ける患者の介添えの作業に従事したとき。

(病院等特殊勤務手当)

第8条 病院等特殊勤務手当は、次に掲げる場合に1日につき次表のとおりとする。

業 務 の 内 容	金 額
附属病院の病棟において次の業務に従事したとき。 ・集中的な監視及び治療を要する患者を入院させるための病棟 ・脳手術等の手術を受けた患者を入院させるための病棟 ・人工透析の処置を受ける患者を入院させるための病棟 ・腹膜灌流の処置を受ける患者を入院させるための病棟 ・患者の治療に必要な医療材料の洗浄、消毒等の処理を行う病棟	4 1 4 円 2 2 8 円 2 2 8 円 2 9 0 円 2 2 8 円
附属病院に勤務する理学療法又は作業療法に関する専門的知識又は資格を有する職員が、専ら特に困難な患者と理学療法その他の療法を行う作業に従事したとき。	4 1 4 円
附属病院に勤務する理学療法士に関する専門的知識又は資格を有する職員及び視能訓練及び歯科衛生に関する専門的知識又は資格を有する職員が専ら患者と直接接して行う業務に従事したとき。	2 2 8 円

附属病院に勤務する調理師である職員が専ら結核病棟において、調理又は配膳の作業に従事したとき。	247円
附属病院に勤務する技能職員である職員が専ら診療用として使用された薬剤等の処理作業に従事したとき。	290円

(感染症防疫等作業特殊勤務手当)

第9条 感染症防疫等作業手当は、感染症の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に勤務する職員が当該感染症の病原体に汚染されている区域において患者の診療若しくは看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、作業に従事した日1日につき290円とする。

(特殊環境内作業特殊勤務手当)

第10条 特殊環境内作業手当は、調理師である職員が高温多湿により勤務環境が劣悪な調理場において調理又は配膳の作業に1日2時間以上従事したとき、作業に従事した日1日につき250円とする。

(遺体処理特殊勤務手当)

第11条 遺体処理手当は、遺体の収容、搬送等の作業に従事したとき、作業に従事した日1日につき1,100円とする。

2 前項に定める作業のうち、心身に著しい負担を与えると認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

(有害物等取扱特殊勤務手当)

第12条 有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物若しくは特定毒物又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第16条第1項に掲げる有害物、同令別表第3号に掲げる特定化学物質若しくは同令別表第6の2に掲げる有機溶剤を使用して行う、試験、研究、検査等のうち窒息、中毒、神経障害等を引き遅く等著しく健康を害するおそれのある作業に従事したとき、作業に従事した日1日につき290円とする。
- (2) 薬剤師が行う有害な薬物を調剤する作業に従事したとき、作業に従事した日1日につき390円とする。

(夜間等特殊勤務手当)

第13条 夜間等特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 附属病院に勤務する看護業務を担当する職員及び看護助手である職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日 5 時までの時間帯）において行われる業務に従事したとき。
 - (2) 附属病院に勤務する職員が、正規の勤務時間以外の時間において附属病院又はこれに準ずる場所以外の場所から緊急の呼び出しにより勤務することを命じられ、緊急の手術等の業務に 1 時間以上従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の業務 勤務時間区分に応じ、次の表に定める額

勤務時間区分	手 当 額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	7,600円
勤務時間が深夜の一部を含み、深夜における勤務時間が 4 時間以上である場合	3,700円
勤務時間が深夜の一部を含み、深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合	3,200円
勤務時間が深夜の一部を含み、深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合	2,000円

- (2) 前項第 1 号の業務において、深夜における勤務時間が 2 時間以上の業務に従事する回数（勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は、従事する回数に 2 を乗じて得た回数とする。）が、1 月に 8 回を超えるとときの 9 回目以降の当該業務に従事する各回数において、別表 1 に掲げる額を加算する。
- (3) 前項第 2 号の業務 1,240 円
- (4) 特定機能病院である附属病院に勤務する職員が、附属病院において前項第 2 号の業務に従事したときは、前号の額に 1,760 円を加算する。

（災害応急作業等特殊勤務手当）

第 13 条の 2 職員が平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害に対処するため次の各号に掲げる作業に従事したときは、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の敷地内において行う作業のうち原子炉建屋内で行う作業
従事した日 1 日につき 40,000 円
- (2) 福島原発の敷地内において行う作業のうち前号及び第 4 号に掲げる作業以外で、故障した設備等を現場において確認する作業
従事した日 1 日につき 20,000 円

- (3) 福島原発の敷地内において行う作業のうち前2号及び次号に掲げる作業以外の作業
従事した日1日につき13,300円
 - (4) 福島原発の敷地内において行う作業のうち免震重要棟の中で行う作業
従事した日1日につき3,300円
 - (5) 原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定されることとされた区域（前4号に掲げる区域を除く。）において行う作業のうち屋外において行う作業
従事した日1日につき6,600円
 - (6) 前号の区域において行う作業のうち屋内において行う作業
従事した日1日につき1,330円
 - (7) 本部長指示により、居住制限区域に設定されることとされた区域（前6号に掲げる区域を除く。）において行う作業のうち屋外において行う作業
従事した日1日につき3,300円
 - (8) 前号の区域において行う作業のうち屋内において行う作業
従事した日1日につき660円
 - (9) 本部長指示により、警戒区域に設定されることとされた区域（前8号に掲げる区域及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定されることとされた区域を除く。）において行う作業のうち屋外において行う作業
従事した日1日につき6,600円
 - (10) 前号の区域において行う作業のうち屋内において行う作業
従事した日1日につき1,330円
 - (11) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域（前10号に掲げる区域及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定されることとされた区域を除く。）において行う作業のうち屋外において行う作業
従事した日1日につき5,000円
 - (12) 前号の区域において行う作業のうち屋内において行う作業
従事した日1日につき1,000円
- 2 同一の日において前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。
- 3 第1項第5号、第7号、第9号又は第11号の作業（平成23年4月22日前に従事した作業を除く。）に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 4 一の作業について、第1項各号に掲げる作業及び第7条から前条までのいずれかに掲げる作業に該当する場合には、それぞれの作業に係る手当を合計した額を支給する。

(超過勤務手当)

- 第 14 条 就業規則第 26 条第 1 項及び非常勤就業規則第 26 条第 1 項の規定に基づき、所定勤務時間以外の時間（次条の規定により休日手当が支給されることとなる時間を除く。）に勤務を命ぜられた職員には、当該勤務を命ぜられて勤務した時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの賃金額に、当該勤務日の合計勤務時間が 7 時間 45 分に達するまでの勤務については 100 分の 100 を、7 時間 45 分を超える勤務については 100 分の 125（その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 2 前項に規定する勤務 1 時間当たりの賃金額は、日給の額を定められた 1 日の勤務時間数で除して得た額とする。
- 3 第 1 項及び次条第 1 項の規定に基づき、超過勤務及び休日勤務を命ぜられた職員の超過勤務及び休日勤務時間が 1 箇月 60 時間を超えた場合の超過勤務手当及び休日手当の支給に関しては、職員給与規定を準用する。

(休日手当)

- 第 15 条 就業規則第 26 条第 1 項及び非常勤就業規則第 26 条第 1 項の規定に基づき、就業規則第 24 条及び非常勤就業規則第 24 条に規定する休日に勤務を命ぜられた職員には、当該勤務を命ぜられて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135（その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 160）を乗じて得た額を休日手当として支給する。
- 2 前項の規定は、就業規則第 27 条及び非常勤就業規則第 27 条の規定に基づき休日を割り振られた職員にあっては、その割り振られた休日を前項の規定による休日とみなして適用するものとし、所定の労働時間が、就業規則第 24 条第 3 号から第 5 号及び非常勤就業規則第 24 条第 3 号から第 5 号までに当たる日に割り振られた職員にあっては、その日に勤務を命ぜられて勤務した全時間に対して前項に規定する休日手当を支給する。
- 3 第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、前条第 2 項の規定による額とする。

(夜勤手当)

- 第 16 条 就業規則第 26 条第 3 項又は第 35 条第 1 項及び非常勤就業規則第 26 条第 3 項又は第 35 条第 1 項の規定に基づき、所定の労働時間が深夜に割り振られた職員には、その深夜に勤務した時間 1 時間につき、勤務 1 時間当りの給与額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する。ただし、前条の規定により休日手当が支給されることとなる場合を除く。
- 2 第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 15 条第 2 項の規定による額とする。

(宿日直手当)

- 第 17 条 非常勤就業規則第 28 条第 1 項の規定に基づき、宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき 20,000 円を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時

間から5時間未満の宿日直勤務の場合は、10,000円とする。

(端数処理)

第18条 第14条から第16条に規定する勤務した時間1時間につき支給する手当額を算定する場合において、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の減額)

第19条 職員が定められた勤務時間内において勤務しないときは、就業規則第31条及び非常勤就業規則第31条に規定する年次有給休暇による場合を除き、その勤務しない1時間につき、次の算式により計算した額を日給から減じて支給する。この場合において、1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上の端数は30分とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

日給

$$\frac{\text{日給}}{\text{定められた1日の勤務時間数}} \times \text{定められた1日の勤務時間数のうち勤務しない時間数}$$

2 前項の規定により計算した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第4章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行し、第 11 条第 2 項及び第 13 条の 2 の規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人福島県立医科大学准職員及び非常勤職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 24 年 4 月 16 日からこの規程の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定されることとされた区域において行った作業であつて、改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程第 13 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号に掲げる作業に該当することとなる作業を行った場合を除く。）及び改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程第 13 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 9 号から第 11 号までに掲げる作業に該当することとなる作業を行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第13条第2項関係)

1月における夜勤回数	各回数に加算する額
9回目	500円
10回目	1,000円
11回目	1,500円
・	・
・	・
・	・
n回目	$(n-8) \times 500$ 円